

公益社団法人習志野市シルバー人材センター三役会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人習志野市シルバー人材センターにおける事業運営の方針等を審議するため三役会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 三役会議は、会長、副会長並びに常務理事を持って組織する。ただし、会長が特に必要と認められた時は、理事、監事を会議に参加させるものとする。

(会議の内容)

第3条 三役会議の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業の執行に関する事
- (2) 重要な施策に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める事項

(会議の開催)

第4条 三役会議は、会長又は副会長が必要と認めるときに開催する。

(会議の記録)

第5条 会議の記録を作成するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。